

石垣市観光地経営戦略会議設置要綱

令和8年6月8日
告示第 213 号

(設置)

第1条 持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまちを実現するため、石垣市宿泊税マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）に基づく施策の財源となる宿泊税の運用について、その使途の公平かつ公正で効果的な活用を図るため、石垣市観光地経営戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの推進に関すること。
- (2) 宿泊税の活用に関し、その目的との整合性及び観光施策に係るニーズと課題を把握し、事業の方向性を確認すること。
- (3) 事業の効果検証及び評価に関すること。
- (4) その他事業実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうち15名以内の委員で組織する。

- (1) 観光振興分野に関する有識者
 - (2) 観光関連団体の関係者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に第3条に定める者以外の者の出席を求めることができる。

- 3 会長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、必要があると認めるときは非公開とすることができる。

(委員の責務)

第6条 委員（代理出席者を含む。）は、基金の趣旨を踏まえ、第2条に掲げる事項について、公平かつ公正な観点から意見等を述べることに努めなければならない。

(報償及び費用弁償)

第7条 第3条第1項第1号に規定する者が会議に出席した場合の報償は、日額3,500円とし、費用弁償は石垣市職員の旅費に関する条例（昭和57年石垣市条例第18号）第10条第2号に規定する2等級職員の旅費の例による。

(使途及び効果検証等の公表)

第8条 宿泊税の適正かつ透明性のある運用を図るため、事業の内容、実施状況及び効果検証の結果について公表するものとする。

(石垣市観光地経営戦略チーム)

第9条 会議の下部組織として、石垣市観光地経営戦略チーム（以下「チーム」という。）を設ける。

2 チームの構成員は、次に掲げる者のうち10名以内で組織する。

- (1) 観光関連団体等の実務担当者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 チームは、第2条に属する事項に関し、会議の運営に向けての事前調整及びその他必要な確認を行うものとする。

(事務局)

第10条 会議及びチームの庶務は、企画部観光文化課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議及びチームの運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。